

第4研究棟の使用施設利用管理業務等に係る労働者派遣契約

仕様書

1. 目的

本仕様書は、第4研究棟の出入管理及び第4研究棟他施設の施設管理に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 第4研究棟の出入管理業務
 - ①第4研究棟の出入管理業務
 - ②第4研究棟の副警報盤等の監視業務
 - ③第4研究棟の巡視点検業務
- (2) 第4研究棟他施設管理業務
 - ①第4研究棟の施設管理（安全衛生業務含む）業務
 - ②上記に關係する放射性廃棄物管理に関する業務
 - ③その他、利用施設管理課が所掌する核燃料物質及び放射性同位元素使用施設に係る、上記①及び②の補助業務
- (3) 異常時対応に係る業務
 - ①勤務時間内外における施設の異常時対応及び防護活動組織による事故対応に関する業務
- (4) 作業担当者としての業務
 - 上記(1)～(3)の業務を担当し、作業における管理及び監督を行う。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 技術的要件
 - ・放射線業務従事者であること。
 - ・原子力関連施設の施設管理・点検保守の業務経験を有すること。
 - ・Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。
- (2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件
 - ・比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
 - ・特定の専門分野や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- (3) 派遣労働者の条件
 - ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」
- (4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
 - ・役職なし

4. 組織単位

原子力科学研究所 研究基盤技術部 利用施設管理課

5. 就業場所

(住所) 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構（原子力科学研究所・研究基盤技術部・利用施設管理課）第4研究棟

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

TEL：029-284-5225

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

研究基盤技術部 利用施設管理課長

TEL：029-284-5096

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

プロモーション・オフィス 労務課 副主幹 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。

(6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等について、は、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 第4研究棟及びその他の利用施設管理課が所掌する核燃料物質及び放射性同位元素使用施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、各施設の事故現場責任者の

指示に従うものとする。

以 上